平成２８年（フ）第４００号
岐阜県各務原市鵜沼川崎町３丁目54番地、前住所岐阜県各務原市三井町３丁目113番地
破産者　多和田敬一
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３４０号
静岡県磐田市南島195番地５
破産者　コヤナギ内装こと　小柳　徳道
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
京都市下京区綾小路通大宮西入坊門町782番地１　ユニロイヤル四条大宮　109号
破産者　大竹　美輝
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４４７号
京都府長岡京市井ノ内横ケ端１番地の８
破産者　田中　嘉一
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５１７号
京都市西京区下津林大般若町180番地　ロイヤルシティ桂　411号
破産者　林　　一成
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７３４号
京都市西京区松尾木ノ曽町22番地３　第21長栄コーポ小山　405号
破産者　高根　正道
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７３５号
京都市西京区松尾木ノ曽町22番地３　第21長栄コーポ小山　405号
破産者　高根佳代子
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７３９号
京都府木津川市木津宮ノ裏14番地１　宮ノ裏ハイツ102号、破産手続開始決定時の住所京都府木津川市州見台５丁目９番地14
破産者　河崎　延仁
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９４８号
京都市西京区嵐山朝月町５番地の36
破産者　川島　亨介
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９９１号
京都市西京区大原野北春日町827番地３、前住所京都市左京区松ケ崎呼返町12番地
破産者　森川　永一
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９９８号
京都市伏見区納所町205番地　パラドール宮前橋102号
破産者　ＹＯＯ　ＢＯＫＫＥＵＮ　兪　　福根
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３５号
京都市伏見区深草関屋敷町28番地２　ルネ墨染２番館　101、住民票上の住所仙台市泉区南中山３丁目30番地の５
破産者　小松　寛正
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１４５号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町４番地　吉祥サンハイツ302号室
破産者　平岡　一美
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５１号
京都市左京区鞍馬二ノ瀬町２番地
破産者　廣庭　良郎
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１８６号
京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町474番地　ヴェルビュ二条城東　307、前住所三重県鈴鹿市寺家３丁目20番15号
破産者　南部　　勝
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２８７号
京都市下京区油小路通仏光寺上る風早町566番地１　コーポ風早　301、前住所京都市北区紫竹西野山東町39番地３
破産者　森實　剛士
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
福岡県直方市大字頓野3778番地、前住所福岡県北九州市八幡西区北筑２丁目３番13号
破産者　大野　由美
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成３０年（フ）第１号
福岡県直方市大字植木716番地１　Ｂ―201号
破産者　吉村　尚晃
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部